

岩石採取計画認可申請書の作成

1 岩石採取計画認可申請書（以下「認可申請書」という。）の作成並びに記載上の注意事項

- (1) 認可申請書は、様式第1号のとおりとする。
- (2) 添付書面（添付図書等一覧表に表示）の規格は、A4判とし、認可申請書の後に添付図書等一覧表に表示した順序に従って（番号を付して見出しをつける）綴じること。
- (3) 添付図面（添付図面等一覧表に表示）は、図面に番号を付し、A4判の布袋又は紙袋に入れて添付書面の後に綴じること。
- (4) 認可申請書中の付与の文字は抹消し、不要欄については斜線を引くこと。
- (5) 申請年月日は、申請書を提出した日とする。
- (6) 申請者の住所、氏名、名称、代表者氏名等は採石業者登録証と同じであること。

2 認可申請書記載上の注意事項

- (1) 岩石採取場の区域
 - ア 岩石採取場の場所は、公簿上の地名、地番を記載すること。
 - イ 全体面積は、岩石採取の事業に係る総面積として、求積図を別添すること。
 - ウ 採取面積は、申請に係る岩石を採取する区域の面積を記載し、求積図を別添すること。
- (2) 採取する岩石及び数量
 - ア 岩石名は、採石法第2条に規定する24種類の岩石とし、通称名があれば下段に（ ）書きで記載すること。
 - イ 数量は、採取する量とし、除去する表土、廃石及び盛土も含む。
 - ウ 添付書面の鉱量計算書により算出すること。
- (3) 岩石採取の期間
 - ア 岩石採取の認可期間は、岩石採取計画の認可期間を定める事務処理要領によるものとする。
 - イ 操業予定年数は、申請地で岩石採取の事業を開始したときから終掘予定までの年数を記載すること。
- (4) 岩石採取の方法及びその他の施設
 - ア 従業員数は、採石業に従事している員数を部門別に記載すること。
 - イ 保全区域は、隣接地に崩壊を来さないように、十分な距離を確保すること。
 - ウ 表土の除去は、岩石採取に先行して10m以上除去することとし、除去法面の勾配は、40度以下の安息角とすること。また、必要に応じ土留工等を行うこと。
 - エ 採掘方法については、階段掘を原則とすること。
 - オ 採掘手段は、使用する機械として、さく岩機、ブルドーザー、コンプレッサー等を記載すること。

カ 火薬の使用については、火薬の種類、年間使用量、発破規格、発破の時間等を記載すること。

キ 発破小割のときは、使用する火薬の名称、方法等を記載すること。また、機械小割のときは、ブレーカー等の機械名、能力等を記載すること。

ク 破碎選別は、破碎、選別、移送別に各々記載すること。

ケ 水洗するときは、シックナー、脱水機名等について、能力、台数等を記載すること。

コ 排水は、水質汚濁防止法に基づく規制基準値以下であること。

サ 運搬手段は、原石、廃土石、製品の運搬に供する機械について、各々用途別に記載すること。

(5) 岩石採取に伴う災害防止の方法及び施設

ア 保安物件の状況は、境界から 300m の範囲内の保安物件の名称、保安物件との距離等を記載すること。

※ 保安物件とは、鉄道、道路、河川、池、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、学校、病院等の公共の用に供する施設及び住居等（採石法第 10 条第 1 項の規定）の物件をいう。

イ 災害防止の方法、施設は、崩壊防止の擁壁、防音壁等の施設、又は飛石防止のための防護シートを被せる等の方法を具体的に記載すること。

ウ 脱水ケーキの流出による災害の防止のための措置としては、脱水ケーキの強度向上のための工法等を記載する（例：廃土又は廃石との混合処理、石灰等改良材との混合処理、サンドイッチ処理）

なお、廃棄物最終処分場において処理する場合には、その旨を記載する。

(6) 岩石の賦存の状況

岩石採取の区域及びその周辺の地形、地質、走行、厚さ、推定鉱量等を記載すること。

(7) 採取する岩石の用途

採取する岩石を製品の用途別に記載し、廃土石の量についても記載すること。

(8) 廃土、廃石の処理方法

たい積場については、一時的又は長期的に行う場合を問わず全てのたい積場が採取計画により規制されるので、位置の選定に十分注意し、土留施設、たい積方法等も採石技術指導基準書（以下「基準書」という。）による基準に準じて計画されること。

(9) 岩石採取場を管理する事務所、業務管理者

業務管理者は、岩石採取場において、現にその職務に従事している者の氏名等を記載すること。

(10) 岩石採取場の権利

土地謄本の面積に基づいて各々記載し、求積図で算出した面積とは、合致しなくてもよい。